

**立川市及び国立市公共下水道事業の事務の委託に関する規約の変更に
ついて**

上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 1 日

提出者 国 立 市 長 永 見 理 夫

(説 明) 地方自治法第 252 条の 14 第 2 項の規定により、委託した事務を変更するため、規約の変更を行う必要があることから、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

**立川市及び国立市公共下水道事業の事務の委託に関する規約の変更に
ついて**

立川市及び国立市公共下水道事業の事務の委託に関する規約（昭和 57 年 4 月 1 日東京都知事受理）の一部を次のように変更する。

第 1 条中「羽衣低段排水区」を「国立南部第 8 処理分区」に、「多摩川流域下水道北多摩 2 号幹線」を「多摩川流域下水道北多摩二号幹線」に、「処理する施設（）」を「多摩川流域下水道北多摩二号水再生センターへ送水する施設（多摩川流域下水道北多摩二号処理区への公共下水道錦町処理区の編入以前に乙の下水を処理するために建設した施設を含む。）」に、「下水処理」を「下水送水」に改める。

第 5 条第 2 項中「下水処理」を「下水送水」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事に届け出て受理された日から施行する。